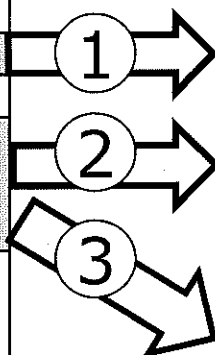


## 2019年度から三六協定に新たな上限規制が導入されます！

※本内容は法改正に基づくものであり、日本郵便における三六協定の締結時間数等は、関係労働組合と協議・調整の上、3月中旬以降改めて周知します。

【日本郵便における現在の三六協定締結内容】

	期間	規制内容(平常期)
一般条項	2か月	81時間(休日労働を除く。)
	1年	360時間(休日労働を除く。)
特別条項	2か月	141時間(休日労働を除く。) (適用は年3回まで)
	1年	480時間(休日労働を除く。)



【2019年度から導入される新たな上限規制の内容】

	期間	規制内容(全ての期間)
一般条項	1か月	45時間(休日労働を除く。)
	1年	360時間(休日労働を除く。)
特別条項	1か月	100時間未満(休日労働を含む。) (適用は年6回まで)
	1年	720時間(休日労働を除く。) ※法律上の上限であり、三六協定上の締結時間は関係労働組合と別途協議の上決定。
	その他	2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の各平均80時間以内(休日労働を含む。)

※1日の上限規制については現改とも変更ありません。

### 解説

- ① 三六協定期間が2か月(81時間)から**1か月(45時間)**に変わります。
  - ② 特別条項を適用した場合、**休日労働の全時間を含み、1か月100時間未満が上限**になります。
  - ③ 特別条項を適用した場合であっても、休日の労働の全時間を含み、2か月～6か月の各月あたりの平均が80時間以内になります。
- ⇒ (例) 11月で超勤を60時間+休日労働を10時間していた場合、12月に超勤と休日労働を合わせて91時間以上行くと法律違反となる。(2か月平均で80時間を超えるため。)